

2021年6月23日

国土交通大臣
赤羽 一嘉 殿

自転車等の活用推進とトラックの安全確保
に関する要請書

全日本運輸産業労働組合連合会

中央執行委員長 難波 淳介



はじめに

貴省におかれましては、トラック運輸産業に働く仲間の「ゆとりと豊かさ」を目的とした政策実現にむけて、日頃より多大なるご支援をいただきしておりますことに感謝申し上げます。

さて、近年、大震災時の帰宅困難への対処や、今般のコロナ禍における満員電車等の回避、さらには、外出自粛に伴う中食デリバリー（飲食料の配達）の増加を契機に自転車の利用頻度が高まっています。

一方、事業用貨物自動車と自転車との死傷事故件数は年々減少していますが、事故件数全体に占める比率は、ここ数年小康状態にあります。

また、中食デリバリーに関連する自転車やバイク等（原動機付自転車、自動二輪車）の悪質な運転や事故の発生等の新たな課題が生じています。

こうした状況の中、私たちトラック運輸産業の職場からは、接触や衝突等の交通事故となった場合、トラック等自動車側の過失割合が高くなるケースが多く、その場合にはドライバーは法的責任を負うばかりでなく、失職や社会的批判を受けるなど、その後の人生に大きな影響を与えることにつながりかねないことから、運輸労連として実態を把握し、至急、改善を図るべきであるとの多くの意見が寄せられました。そこで、運輸労連は、ドライバーから見た自転車の走行や中食デリバリーに係る二輪車等の運転等の問題点に関するアンケート調査を実施し、その結果、9,148名のうち、95%にあたる8,687名が、二輪車等の走行について、危険を感じることが「よくある」または「たまにある」と回答しております。

歩行者をはじめ自転車等二輪車の安全確保に努めることは、トラックドライバーの責務ではありますが、トラックの安全確保にもつながるよう、以下の3項目について要請致します。

貴省におかれましては、要請内容に対しまして、早急かつ格段のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 自転車道等の整備促進について

自転車通行空間は、2020年3月31日現在、整備されている2,930キロのうち約73%にあたる2,150キロが車道混在形態となっていますが、前述のアンケート結果で明らかに、トラックドライバーは、道路左端を通行する自転車に注意を払いながら、かなり慎重な運転を強いられています。

貴省の「自転車の活用推進に向けた有識者会議」で策定された「次期自転車活用推進計画」では、「安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する」とされていることからも、自転車の安全を確保するとともに、ドライバーの精神的

負担の軽減や安全な運行のために、車道と分離された自転車道の早急なる整備を要請します。

2. 自転車等二輪車の運転マナーの向上と取り締まり強化等について

(1) 自転車の運転マナーの向上と取り締まり強化等について

前述のアンケート結果では、走行中の携帯電話・イヤホン等の使用や一時不停止・信号無視など明らかな交通ルール違反のほか、車両間等のすり抜け、歩道・車道間の頻繁な行き来など、トラック等自動車の走行を阻害するだけでなく、接触事故にもつながりかねない危険な運転が多発しているとの報告が挙げられており、免許制やナンバー登録制など規制強化を求める意見も挙げられています。また、貴省の「自転車の活用推進に向けた有識者会議」で策定された「次期自転車活用推進計画」では、「関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める」とされています。関係省庁が連携のもと、自転車の運転マナーの向上と取り締まり強化等について早急に取り組まれるよう要請します。

(2) 中食デリバリーへの対応について

中食デリバリーの自転車等二輪車については、その悪質な運転や事故の多発などが報じられていますが、前述のアンケート結果でも、自転車・原動機付自転車・自動二輪車において、走行中の携帯電話・イヤホン等の使用や一時不停止、車両間等のすり抜けなどの悪質な運転が多発しているとの報告が挙げられています。これらの事象については、運転者の安全に対する意識の欠如のみならず、より頻回な配達をこなさなければ一定の収入が得られない事業の仕組みや、配達員が起こした交通事故の責任を運営会社が直接問われにくい現行の法制度も要因であると考えます。

貴省をはじめ関係省庁が連携し、関係団体に対し、「自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について」の通達を発出されたことは評価しておりますが、前述のアンケート結果では、運転者に対する「街頭での指導・取り締まり強化」や「法規制の強化」を求める一方で、「運営会社への指導強化」や「事故などの企業責任の明確化」など中食デリバリーの運営会社に対する厳格な対応を求める意見も多数挙げられています。また、貴省の「自転車の活用推進に向けた有識者会議」で実施された「計画骨子に関する WEB アンケート結果」においても同様の意見が見受けられ、前述の「次期自転車活用推進計画」では、「配達目的での自転車利用者が増加していることを踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進する」とされています。

したがって、運転者への安全指導・取り締まりはもちろん、事業者の安全対策に関するさらなる指導を要請します。また、運営会社の企業責任については、一般貨物自動車運送事業における「荷主対策の深度化」と同様、配達員の安全に対する配慮義務や違反原因行為に対する勧告制度等に相当する法制度等を

検討されるよう要請します。

3. 小型モビリティ普及への慎重な対応について

本年 4 月 8 日の警察庁通達「電動キックボードに係る産業競争力強化法に基づく特例措置について」の発出により、4 月 23 日から電動キックボードのシェアリング事業が、東京、大阪の一部地域で開始され、特例措置の対象となる区域では、乗車用ヘルメット着用の義務付けがなく、自転車道等の通行も可能となっています。今回の特例措置については、将来における小型モビリティを使用した多様な移動手段を見据えての取り組みの一つと報じられており、そのことは否定するものではありませんが、前述のとおり、既存の自転車等二輪車の走行において危険な状況が散見されているほか、先行する諸外国においては死亡事故の増加により規制を強化する状況もあることなどから、電動キックボードの普及は道路交通における危険性をさらに高めることにつながるのではないかと危惧しております。その点につきましては、貴省の「自転車の活用推進に向けた有識者会議」で実施された「計画骨子に関する WEB アンケート結果」においても同様の意見が見受けられます。

したがって、電動キックボード等小型モビリティの普及にあたっては、自転車等二輪車の安全指導や取り締まりに注力いただくとともに、自転車道および自転車専用通行帯の整備など他の車両との安全対策を十分に講ずることを優先していただいた上で、慎重に取り組まれるよう要請します。

以上